

### 第3期八王子市消費生活基本計画(素案)について

#### 1 報告趣旨

本市は、平成29年(2017年)3月に策定した「第2期八王子市消費生活基本計画」及び「八王子市消費者教育推進計画」に基づき、「安全・安心な消費者市民社会の実現※」を目指して消費者行政を推進している。令和5年度(2023年度)は、同計画の最終年度であるため、この間に生じた社会情勢の変化を踏まえつつ、「八王子未来デザイン2040」との整合を図った次期計画の策定に取り組んできたところである。

ここで、八王子市消費生活審議会からの意見を取り入れ、現行の二つの計画を総合的に遂行するため一本化した上で、新たな視点を盛り込んだ「第3期八王子市消費生活基本計画」の素案をまとめたことから、その内容を報告する。

※ 消費者市民社会・・・消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

#### 2 報告内容

##### (1) 計画(素案)の概要

###### ア 計画の位置付け

八王子市消費生活条例第7条に基づく計画で、市民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するためのもの。

###### イ 計画の理念

「安全で安心な消費者市民社会の実現」(第2期の理念を踏襲)

ウ 計画期間

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

エ 重要施策

1 消費生活環境の整備	2 消費者教育の推進	3 消費者被害の防止・救済
-------------	------------	---------------

オ 主な改定内容

(7) 計画全体を貫く視点として、社会情勢の変化から見えた次の3つの視点をもって施策を推進

視点1	視点2	視点3
公正で持続可能な社会の実現	デジタル社会への対応	人とひととのつながりの創出

(1) 施策は、細分化した全14施策の中で類似施策を整理して11施策とし、取組（全50事業）は53事業に充実

(2) 計画素案及び説明資料

別添「第3期八王子市消費生活基本計画（素案）」及び「第3期八王子市消費生活基本計画（素案）説明資料」のとおり

(3) パブリックコメントの実施

ア 期 間：令和5年（2023年）12月15日（金）～令和6年（2024年）1月15日（月）

イ 周知方法：広報はちおうじ12月15日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所：消費生活センター、市政資料室、市民部各事務所、各市民センター、各図書館、市ホームページ

エ 提出方法：郵送、FAX、電子メール、消費生活センター窓口への提出

(4) 今後のスケジュール

令和6年（2024年）2月 消費生活審議会での報告

令和6年（2024年）3月 公表